

魅力ある商店街動画発信事業委託業務仕様書

1 委託業務名

魅力ある商店街動画発信事業委託業務

2 業務の目的

商店街は、商業機能の提供や地域コミュニティの担い手として、地域の持続的発展に欠くことできない重要な存在であるが、社会環境の変化などにより、経営者の高齢化や後継者難などの課題を抱えており、客足や売上げの減少など多大な影響を受けている。

2021年1月から3月にかけて、県内商店街を対象にした新型コロナウイルス感染症の影響調査を実施したところ、48%の商店街が5割以上の来客を失い、44%の商店街が5割以上の売上げ減少を強いられている状況である。さらに、空き店舗の数については、前年度に比べ、「0～2店舗」の割合が減少する一方で、「3～10店舗」の割合が増加しており、空き店舗が増加しており、商店街は厳しい現実と直面している。

そこで、本事業では、商店街の雰囲気や個店の店主の人柄等、写真や文字だけでは伝わらない商店街の魅力について発信する動画を作成し、新たな事業や取組を始めようとする意欲ある人材を、商店街内の空き店舗へ入居するだけでなく、商店街の組合員になるよう働きかけることにより、商店街の活性化へ繋げる。

3 作成動画数

2本（2商店街） ※作成対象となる県内商店街は愛知県が選定する

4 契約期間

契約締結日から 令和5年12月28日（木）までとする。

5 業務の内容及び実施方法

以下の条件により企画し、実施する。その他、本業務をより効果的なものとするため、独自の提案を併せて期待する。

(1) 動画の構成に係る業務

- ・動画の構成について、県と打ち合わせながら決める

(2) 動画の撮影に係る業務

- ・出演者へのオファー、スタッフ及び機材の確保、ロケハン等
- ・撮影日の調整やタイムスケジュールの管理等

(3) 動画の編集に係る業務

- ・撮影した動画について、音響効果、字幕の追加等の編集を行う
- ・動画の再生時間が1本あたり5～10分程度となるよう調整する
- ・再生環境に合わせたエンコードを行う

(※「あいち商店街空き店舗情報ナビ」内では必ず公開できるようにする)

- (4) その他、本業務をより効果的なものとするための提案の実施
(企画例)

- ア 動画サイト等での公開
- イ 動画出演者への PR 依頼

6 成果物等の提出

- (1) 成果物等

- ア 作成動画 (2 本) のデータ
- イ 事業実施結果報告書: 事業全体の報告書 A 4 版縦 3 部及び電子データ一式
※動画作成にあたって実施した業務について記載する。
- ウ その他、県が指示したもの (完了届、請求書等)
※文書作成はワード、エクセル又はパワーポイントで行うこと。

- (2) 提出先

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

- (3) 納期

令和 5 年 12 月 28 日

7 事業実施上の注意点

- (1) 本業務は、受託事業者の有している知識に基づき行うものとし、本業務で知りえた情報については、管理・保管を十分行うとともに、外部への漏洩に十分注意すること。
- (2) 業務全般において、他者の著作権等、知的所有権を侵害することのないよう十分に配慮し、許諾等が必要な場合は受託事業者の責任によって手続きを行うこと。
- (3) 本事業により作成する一切の成果物の権利は、全て県に帰属するものとする。
- (4) 委託事業の実施に当たっては、事前に県と十分に協議すること。また、委託期間中でも、進捗状況や今後の進め方等を県へ逐次報告するほか、必要に応じて打合せを行うこと。
- (5) 委託期間中は、業務の経過全般を常に把握している選任の担当者 (県との連絡調整担当者) を置くこと。
- (6) 経理処理の詳細については、県と調整すること。また、事業終了後の現地検査に当たっては、経理書類の整理をあらかじめ行い、自主点検を実施するなど、効率的な検査の実施に努めること。なお、事業終了前に必要に応じて経理書類の整備について確認することがあるため、支出の都度、経理書類は整理しておくこと。
- (7) 受託事業者は、事業完了後 5 年間、本事業に係る会計帳簿及び証拠書類を、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- (8) 本業務に係る会計実施検査等が行われる場合は協力すること。

(9) その他、仕様書に定めのない事項は、県及び受託事業者の協議により定めるものとする。